



北後広総第249号  
平成21年11月17日

審査庁

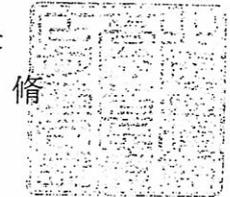
北海道後期高齢者医療審査会

会長 伊藤隆道様

処分庁

北海道後期高齢者医療広域連合長

大場



弁明書

次のとおり弁明いたします。

1 事件の表示

審査請求人 (以下「請求人」といいます。) が平成21年7月23日に提起した後期高齢者医療保険料額決定処分及び徴収方法決定処分についての審査請求 (第861号)

2 弁明の趣旨

「本件審査請求のうち、平成21年度の後期高齢者医療保険料額決定処分の取消しを求める部分については棄却する。」との裁決を求めます。

3 審査請求の理由に対する認否

本件処分は、法令の規定に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張はいずれも理由がないため、否認します。

4 弁明の理由

(1) 事実

本件処分は、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号。) 第104条及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成19年政令第318号。) 第18条に定める基準に従って定められた北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 (平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号。以下「条例」といいます。) 第4条から第10条までの規定に基づき請求人の平成21年度の後期高齢者医療保険料額の決定を行ったものです。

## (2) 主張

① 請求人は、年齢で区切った制度を作り、「後期高齢者」と呼ばれることについて納得がいかないと主張しますが、後期高齢者医療制度は、施行当初から従来の老人保健制度における現役世代と高齢者世代の費用負担の不明確さや、加入していた医療保険制度の違いによる保険料の高低を解消し、受診頻度が高くなる75歳以上の高齢者に掛かる負担が過大になることがないように、他の世代と比べて医療を受ける際の自己負担を低い水準で、将来にわたって維持するためにつくられたものです。

また、医療機関における自己負担はこれまでどおり原則1割とし、残る医療に要する費用のうち、約1割を高齢者自らの負担とし、残る約5割を公費、約4割を他の保険からの支援金で賄うこととすることで、国民全体で75歳以上の高齢者を支え合う仕組みを明確にしようとしているものです。

さらに、「後期高齢者」という呼称も、高齢者医療制度を、高齢者それぞれの年齢の特性に応じた新たな制度として設計するうえで区分が必要とされ、また、高齢者の医療の確保に関する法律において「前期高齢者」及び「後期高齢者」に係る制度を規定することから、それぞれの制度を明確に指し示すことが不可欠と考えられ、75歳以上の高齢者の方々を「後期高齢者」と定められたものです。

② また、この後期高齢者医療制度の保険料は、上述したこの制度の目的とされている高齢者の医療の維持及びお互いに支え合う仕組みのもと、原則として全ての被保険者が平等に負担する均等割額と、被保険者それぞれの前年における所得金額に応じて負担する所得割額の合計額となっており、請求人の保険料賦課は、高齢者の医療の確保に関する法律及び条例に基づき適切に行われております。

以上、本件処分に関しては、適法かつ適正に行われたものですので、これを取り消す理由はなく、「本件審査請求のうち、平成21年度の後期高齢者医療保険料額決定処分の取消しを求める部分については棄却する。」との判決を求めるものです。

## 5 添付書類

- (1) 保険料台帳
- (2) 後期高齢者医療広域連合ホームページ「保険料について」抜粋
- (3) 関係法令（抜粋）